

「川崎市通級指導教室親の会」会員規約

【名称・所在地】

第1条 本会の名称は「川崎市通級指導教室親の会」（昭和37年9月1日創立）と称し、所在地を川崎市立東住吉小学校（川崎市中原区木月住吉町1-11）の通級指導教室に置く。

【運営】

第2条 本会の運営・管理は各校から選出された代表と立候補や推薦された会員が行う。

【目的及び活動】

第3条 本会は通級指導教室に通う児童が必要とする教育を受けられるように、正しい理解を深めること、専門教師の適切な人員配置、通級指導教室の増設、教室設備を改善していくことを目的とする。また、保護者間の相互理解も目的とする。

第4条 本会は前条の目的をとげるための活動として、勉強会・請願・陳情・懇親会等を行う。

【入会資格】

第5条 通級指導教室に通う児童の保護者他、本会の目的に賛同すればだれでも入会資格を持つ。

【入会手続き】

第6条 本会に入会する者は所定の手続きを行い、会費を支払う。

【会費】

第7条 年会費は1世帯1千円とし、本部が一括で管理、運用する。10月以降の入会については年度ごとに協議する。既納の年会費はいかなる場合でも返還は行わない。

【退会】

第8条 退会は会員の自由意志とする。途中退会の場合、会費は返還しない。退会の意思を役員に連絡することにより手続きは完了する。

【組織】

第9条 組織は次のように設置する。本会の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。役割は各校の代表、または立候補や推薦された会員から選出し、事業計画案に基づき担当する。参加校数増減などの状況の変化に応じ、定例会の承認による変更を認める。

1 会長

会員から一名選出する。会長はこの会を代表し、定例会の司会を務め、この会の業務を統括する。会長がその職務を遂行できなくなったときは、協議の上、代行の役員が遂行する。

2 会計

会計事務を処理する。

3 川崎市教育委員会との意見交換会（市教）担当

川崎市教育委員会との意見交換会に用いる資料を作成する。また事後、報告書を作成する。

4 サポート

会長と川崎市教育委員会との意見交換会担当にそれぞれ配置し、業務をサポートする。また、会長サポート担当は会計監査を行う。

【総会】

第10条 総会は全校の出席(委任を含む)により成立する。採決には、各校1票の議決権を有するものとし、その2/3をもってこれを行う。

【役員定例会】

第11条 代表定例会における決議については、代表者1票の議決権を有するものとし、その2/3をもってこれを行う。

【改正】

第12条 本規約は、総会または代表定例会において改正することができる。

【会計】

第13条 本会の運営費は会費・事業収入等による。

第14条 会計年度は、総会の日から翌年の総会の前日までとする。

【個人情報取扱】

第15条 本会が活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱規則」として細則に定め、適正に運用するものとする。

【附則】

第16条 本規約は平成18年度定例会にて制定、実施する。

平成 19 年 5 月 24 日一部改正。平成 20 年 5 月 19 日一部改正。平成 21 年 3 月 9 日一部改正。
平成 22 年 2 月 18 日一部改正。平成 22 年 5 月 13 日一部改正。平成 23 年 5 月 10 日一部改正。
平成 24 年 5 月 8 日一部改正。平成 26 年 5 月 9 日一部改正。平成 30 年 5 月 11 日一部改正。
平成 30 年 11 月 5 日一部改正。平成 31 年 1 月 31 日一部改正。令和 4 年 5 月 18 日一部改正。